

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険税条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「100分の6.4」を「100分の6.8」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「1万3,000円」を「2万円」に改め、第5条の2を削る。

第7条中「6,700円」を「7,000円」に改める。

第8条中「100分の1.2」を「100分の1.3」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「52万円」を「54万円」に改め、「ウに」を「イに」に、「17万円」を「19万円」に、「エに」を「ウに」改め、同条第1号ア中「9,100円」を「1万4,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,690円」を「4,900円」に改め、同ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同条第2号ア中「6,500円」を「10,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「3,350円」を「3,500円」に改め、同ウを同号イとし、同条第3号ア中「2,600円」を「4,000円」に

改め、同号イを削り、同号ウ中「1,340円」を「1,400円」に改め、同ウを同号イとする。
 第25条第1項に次の1号を加える。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額</u>の合算額とする。 (1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>

<u>金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u> <u>(2) 後期高齢者支援金等課税額</u> (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) <u>(3) 介護納付金課税被保険者</u> (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 2 <u>前項第1号</u>の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3 <u>第1項第2号</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 <u>第1項第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。	2 <u>前項</u>の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。 3 <u>第1項</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。 4 <u>第1項</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 (<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)</u>である世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税
---	---

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。 2 略 <u>第4条 削除</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万円</u>とする。	額は、16万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.4</u>を乗じて算定する。 2 略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u> <u>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.0を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第21条において同じ。）以外の世帯</u> <u>1万6,800円</u>
--	---

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u> ウ 略 (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に	(2) 特定世帯 <u>8,400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万2,600円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,100円</u> イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,850円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,690円</u> エ 略 (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に
---	---

規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,000円</u> <u>イ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,500円</u> <u>ウ</u> 略 (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,000円</u> <u>イ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,400円</u> <u>ウ</u> 略 (税の減免) 第25条 略 (1)～(4) 略 <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの</u> 2・3 略	規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,500円</u> <u>イ</u> 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <u>(ア)</u> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,500円</u> <u>(イ)</u> 特定世帯 <u>2,750円</u> <u>(ウ)</u> 特定継続世帯 <u>4,125円</u> <u>ウ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,350円</u> <u>エ</u> 略 (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,600円</u> <u>イ</u> 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 <u>(ア)</u> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,200円</u> <u>(イ)</u> 特定世帯 <u>1,100円</u> <u>(ウ)</u> 特定継続世帯 <u>1,650円</u> <u>ウ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,340円</u> <u>エ</u> 略 (税の減免) 第25条 略 (1)～(4) 略 2・3 略
---	---